

概要版

久留米市
ひとり親家庭
実態調査結果

令和3年度

久留米市子ども未来部

目次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	4
1. 世帯数と子どもの数の動向	4
2. 世帯の状況	6
3. ひとり親家庭になった当時の状況	7
4. 仕事の状況	12
5. 住宅の状況	16
6. 生計の状況	17
7. 健康状態	19
8. 子どもの状況	20
9. 生活状況	22
10. 行政機関に対する要望	25

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、久留米市内における「母子家庭」「父子家庭」の日常生活の状況や要望を把握し、今後の福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の方法、手順

(1) 調査対象世帯

住民基本台帳から「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯。

(2) 標本数

母子家庭	550世帯	
父子家庭	450世帯	合計1,000世帯

(3) 標本抽出方法

令和3年9月1日現在の住民基本台帳で「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯を抽出し、その中から調査対象世帯を無作為に抽出した。

(4) 調査票の配布、回収

調査票の配布、回収ともに郵送法とした。

(5) 主な調査項目

主な調査項目は次の通りとした。

① 母子家庭

世帯の状況、母子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状況、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

② 父子家庭

世帯の状況、父子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状況、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

(6) 調査基準日と調査期間

令和3年11月1日を基準日として、令和3年10月27日から11月15日までに調査票の配布・回収を行った。

3. 実施主体、調査実施機関、報告書の監修

実施主体 久留米市子ども未来部家庭子ども相談課
 調査実施機関 株式会社サーベイリサーチセンター九州事務所
 報告書の監修 NPO法人福岡ジェンダー研究所 理事 倉富 史枝

4. 調査票の回収結果

調査票は、母子家庭では550世帯に配布した。回収票は246票で、このうち該当世帯で有効回答が204票、有効回収率は37.1%である。

父子家庭では450世帯に配布した。回収票は190世帯で、このうち該当世帯で有効回答が168票、有効回収率は37.3%である。

図表 I - 1 調査票の回収結果（母子家庭、父子家庭）

	実数（票）		構成比（%）	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
配布	550	450	100.0	100.0
回収	246	190	44.7	42.2
該当世帯	204	169	37.1	37.6
調査完了	204	168	37.1	37.3
記入不完全	—	1	—	0.2
非該当世帯	42	21	7.6	4.7
宛先不明	—	—	—	—
未回収	304	260	55.3	57.8

5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

久留米市における調査対象世帯数は、調査結果から「母子家庭」2,859世帯、「父子家庭」458世帯と推測される。

図表 I - 2 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

久留米市総世帯数	調査世帯数（世帯）		出現率（%）	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
138,425	2,859	458	2.07	0.33

※総世帯数は、令和3年11月1日現在の住民基本台帳人口による。

※出現率は、久留米市の母子家庭、父子家庭の推計世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

6. 集計結果利用上の注意

- 集計結果は原則として標本数を基数にした百分比（%）で表示している。それ以外のときはそれぞれ単位を明記している。
- 端数処理をしていないので、推計値、構成比などの表面上の計が若干合わないことがある。
- 「—」は調査項目にあるが該当する数値のないもの、「…」あるいは「*」は調査項目のないもの、または数値不詳のもの、「0.0」は単位未満のものを示している。
- 設問によっては前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して行った設問もある。この場合の回答者は設問回答の該当者のみである。
- 図中に示す「N」は、比率算出上の基数となる標本数を示している。
- 文中の選択肢の表記は「 」で行い、選択肢のうち、二つ以上のものを合計して表す場合は『 』とした。

7. 調査対象世帯の定義

(1) 母子家庭

夫と死別又は離婚並びに婚姻によらないで母となり、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している世帯とした。また、母子以外に同居家族があったとしても、下記の条件を満たせば母子家庭としている。

- 夫の生死が明らかでない方
- 夫から遺棄されている方
- 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- 夫が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- 婚姻によらないで母となった方で現に婚姻をしていない方

(2) 父子家庭

妻と死別又は離婚並びに婚姻によらないで父となり、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している世帯とした。また、父子以外に同居家族があったとしても、下記の条件を満たせば父子家庭としている。

- 妻の生死が明らかでない方
- 妻から遺棄されている方
- 妻が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- 妻が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- 妻が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- 婚姻によらないで父となった方で現に婚姻をしていない方

1. 世帯数と子どもの数の動向

(1) 世帯数の動向

久留米市の令和3年11月1日現在の母子家庭等の世帯数は、母子家庭が2,859世帯、父子家庭が458世帯と推測され、合わせて3,317世帯となる。

久留米市の総世帯数（138,425世帯）に占める割合（出現率）は、母子家庭が2.07%、父子家庭が0.33%であり、合わせて2.40%となっている。

平成28年調査（以下、前回調査という）と比較すると、母子家庭は397世帯、父子家庭は43世帯減少している。

図表Ⅱ-1 母子家庭、父子家庭の世帯数と出現率

	総計		母子家庭		父子家庭	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
令和3年	3,317	2.40	2,859	2.07	458	0.33
平成28年	3,757	2.85	3,256	2.47	501	0.38
増減数(世帯)	-440	-	-397	-	-43	-
増減率(%)	-11.7	-	-12.2	-	-8.6	-

※出現率は、久留米市の母子家庭、父子家庭の推測世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

(2) 理由別世帯数の動向

理由別の世帯数をみると、母子家庭は離婚などの「生別」によるものが2,481世帯と最も多く、全体の86.8%を占めている。また、「死別」は294世帯(10.3%)となっている。父子家庭でも「生別」が最も多く335世帯(73.1%)、「死別」は112世帯(24.5%)となっているが、母子家庭と比べて「生別」の割合が低くなっている。

前回調査と比較すると、母子家庭は「生別」が5.6ポイント増加し、「死別」が5.7ポイント減少しているのに対し、父子家庭では「生別」が3.7ポイント減少し、「死別」は4.7ポイント増加している。

図表Ⅱ-2 母子家庭、父子家庭の理由別世帯数

	母子家庭				父子家庭			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
令和3年 構成比(%)	2,859 100.0	294 10.3	2,481 86.8	84 2.9	458 100.0	112 24.5	335 73.1	11 2.4
平成28年 構成比(%)	3,256 100.0	520 16.0	2,644 81.2	92 2.8	501 100.0	99 19.8	385 76.8	17 3.5
増減数(世帯)	-397	-226	-163	-8	-43	13	-50	-6
増減率(%)	-12.2	-43.5	-6.2	-8.7	-8.6	13.1	-13.0	-35.3

(3) 子どもの数

20歳未満の子どもの数は、母子家庭が4,175人、父子家庭が694人、合わせて4,869人と推測される。

就学状況別にみると、母子家庭、父子家庭のいずれも、子どもの年齢とともに出現率も上昇しており、最も出現率が高いのは母子家庭における義務教育終了後の出現率(20.38%)である。推計1世帯当たりの子どもの数は、母子家庭が1.46人、父子家庭が1.51人となっている。

図表Ⅱ-3 母子家庭、父子家庭の子どもの数と出現率

	総計		母子家庭		父子家庭	
	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)
計	4,869	9.49	4,175	8.14	694	1.35
未就学児	285	1.70	241	1.44	44	0.26
小学生	1,428	8.50	1,216	6.96	212	1.21
中学生	1,168	13.33	1,033	11.79	135	1.54
義務教育終了後の子ども	1,988	24.05	1,685	20.38	303	3.67

※出現率の基礎となる児童・生徒数は、令和3年5月1日現在。(県学校基本調査)
※児童・生徒数以外の子どもの数は、令和3年5月1日の推計人口。

2. 世帯の状況

(1) 母親、父親の年齢

母子家庭の母親の年齢は「45～49歳」が30.4%と最も割合が高く、次いで「40～44歳」が24.0%、「50～54歳」が17.2%、「35～39歳」が15.2%となっている。

父子家庭の父親の年齢は、「45～49歳」が28.6%と最も高く、次いで「40～44歳」と「50～54歳」が同率で19.0%となっている。

図表Ⅱ-4 母親、父親の年齢 (%)

	標本数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	無回答
母子家庭	204	-	-	2.5	3.9	15.2	24.0	30.4	17.2	4.9	1.0	1.0
父子家庭	168	-	0.6	1.8	6.0	7.1	19.0	28.6	19.0	11.3	5.4	1.2

(2) 世帯人員

世帯人員は、母子家庭は「2人」の割合が39.7%で最も高く、次いで「3人」が31.9%で続き、平均世帯人員は2.9人である。父子家庭では「3人」の35.7%が最も高く、次いで「2人」が32.7%で続いており、平均世帯人員は3.1人となっている。

図表Ⅱ-5 世帯人員 (%)

	標本数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	無回答	平均(人)
母子家庭	204	39.7	31.9	18.1	3.4	2.0	-	0.5	4.4	2.9
父子家庭	168	32.7	35.7	14.9	6.0	3.6	1.2	-	6.0	3.1

(3) 同居家族

母親と20歳未満の子どものみの母子家庭は54.9%で、他に同居家族のいる母子家庭は35.8%となっている。これに対して、父親と20歳未満の子どものみの父子家庭は50.6%、他に同居家族のいる父子家庭は41.1%で、母子家庭に比べて同居家族のいる割合が高い。

図表Ⅱ-6 20歳未満の子ども以外の同居家族 (複数回答) (%)

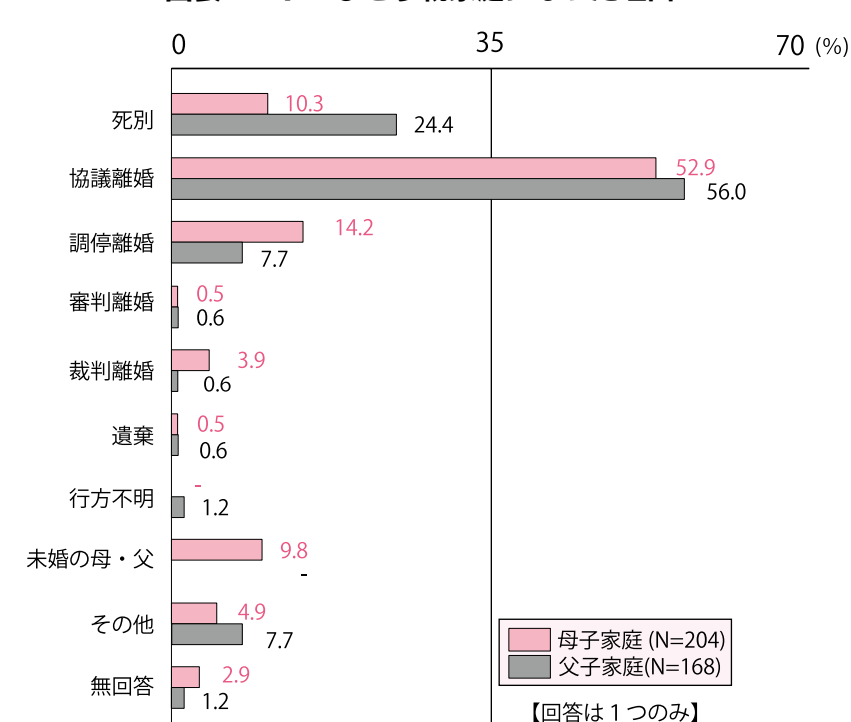
	標本数	父子のみ	母子のみ	子ども	20歳以上の子ども	父	母	義父・義母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
母子家庭	204	54.9	10.3	10.3	23.0	-	0.5	4.9	2.0	9.3		
父子家庭	168	50.6	15.5	13.1	24.4	1.2	1.2	5.4	1.2	8.3		

3. ひとり親家庭になった当時の状況

(1) ひとり親家庭になった理由

母子家庭になった理由は、『離婚』が71.5%で最も割合が高く、『離婚以外の生別』の10.3%と合わせて『生別』が81.8%を占めており、『死別』は10.3%となっている。父子家庭でも、『離婚』(64.9%)、『離婚以外の生別』の1.8%を合わせた『生別』が66.7%と割合が高くなっている。『死別』は24.4%で、母子家庭に比べると高くなっている。

図表Ⅱ-7 ひとり親家庭になった理由

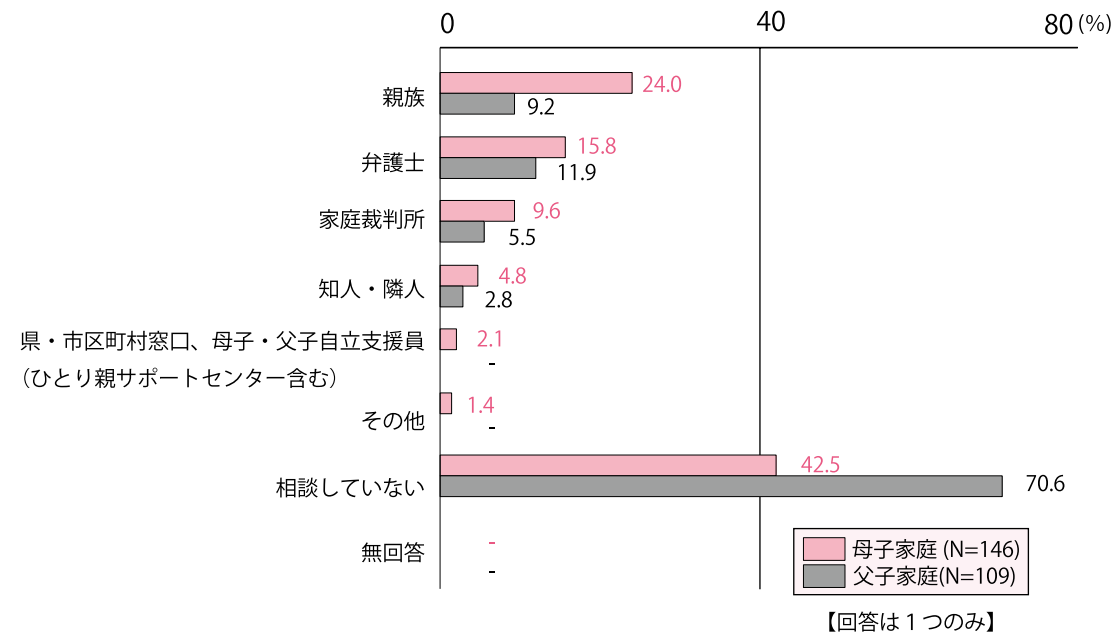


(2) 離婚した元配偶者との子どもの養育費の取り決め、受給状況

(ア) 養育費についての相談相手

子どもの養育費についての相談相手は、母子家庭では「親族」(24.0%)、父子家庭では「弁護士」(11.9%)の割合が最も高くなっている。一方、「相談していない」は母子家庭で42.5%、父子家庭では70.6%を占めている。

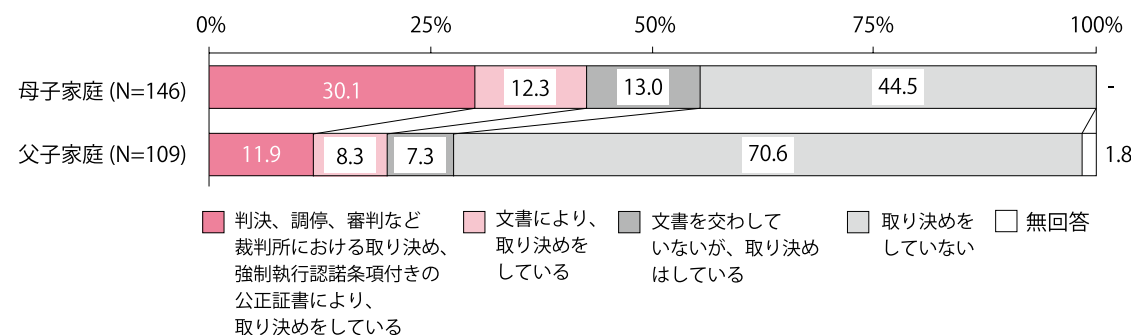
図表Ⅱ-8 養育費についての相談相手



(イ) 養育費の取り決め状況

子どもの養育費について「判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書により、取り決めをしている」は、母子家庭では30.1%、父子家庭では11.9%、「文書により、取り決めをしている」は母子家庭では12.3%、父子家庭では8.3%となっている。「文書を交わしていないが、取り決めはしている」が母子家庭では13.0%、父子家庭では7.3%となっており、母子家庭では55.4%が『取り決めをしている』のに対して、父子家庭では27.5%にとどまっている。

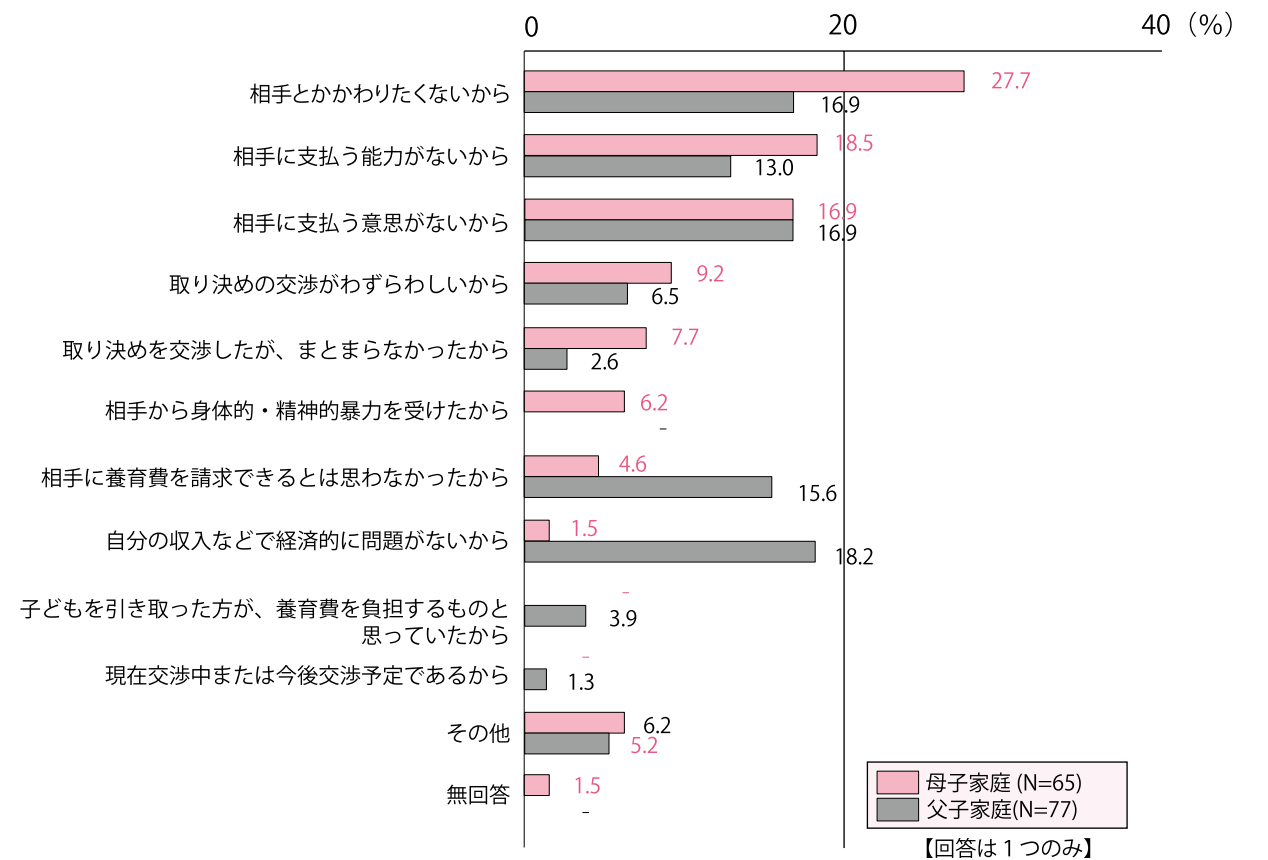
図表Ⅱ-9 養育費の取り決め状況



(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

養育費の取り決めをしていない理由としては、母子家庭では「相手とかかわりたくないから」が27.7%と最も割合が高く、次いで「相手に支払う能力がないから」(18.5%)が続いている。父子家庭では「自分の収入などで経済的に問題がないから」が18.2%で最も割合が高くなっており、次いで「相手とかかわりたくないから」「相手に支払う意思がないから」(ともに16.9%)となっている。

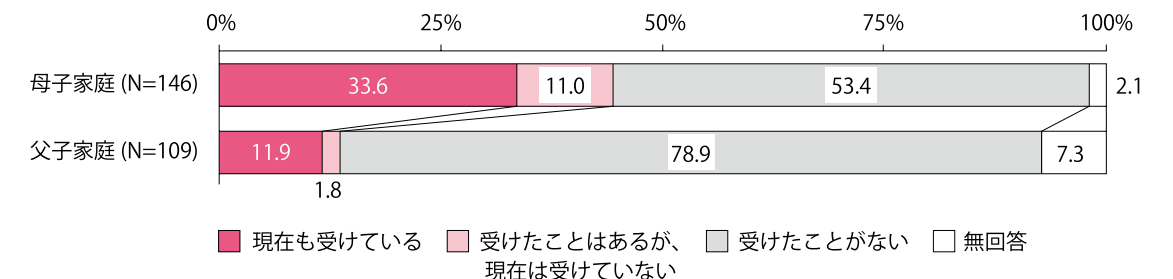
図表Ⅱ-10 養育費の取り決めをしていない理由



(エ) 養育費の受給状況

現在の養育費の受給については、「現在も受けている」が母子家庭では33.6%、父子家庭では11.9%、「受けたことはあるが、現在は受けていない」が母子家庭では11.0%、父子家庭では1.8%となっており、養育費の受給経験は母子家庭の44.6%に対して父子家庭では13.7%となり、母子家庭の方が多い。「受けたことがない」とする割合は母子家庭で53.4%、父子家庭で78.9%となっている。また、養育費の月平均額を推計すると母子家庭では27,925円、父子家庭では15,423円となり、母子家庭のほうが12,502円高くなっている。

図表Ⅱ-11 養育費の受給状況

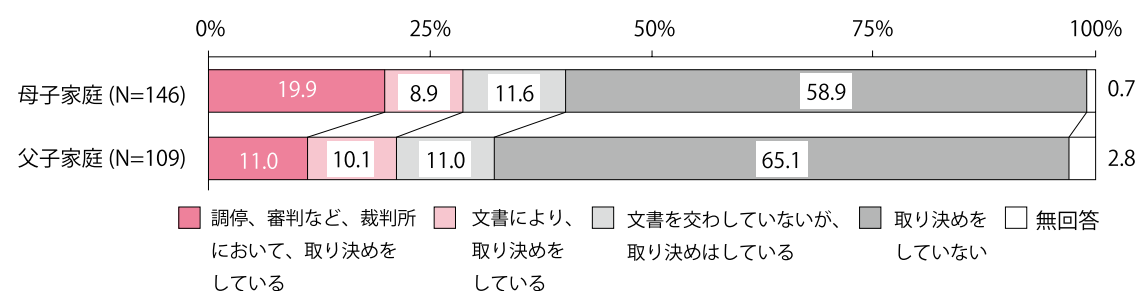


(3) 面会交流の取り決め、実施状況

(ア) 面会交流の取り決め

離婚した元配偶者との面会交流の取り決めについては、「調停、審判など、裁判所において、取り決めをしている」は母子家庭では19.9%、父子家庭では11.0%となっている。また「文書により、取り決めをしている」は、母子家庭で8.9%、父子家庭で10.1%、「文書を交わしていないが取り決めはしている」は母子家庭では11.6%、父子家庭では11.0%となっており、『取り決めをしている』は母子家庭で40.4%、父子家庭では32.1%となっている。

図表Ⅱ-12 面会交流の取り決め

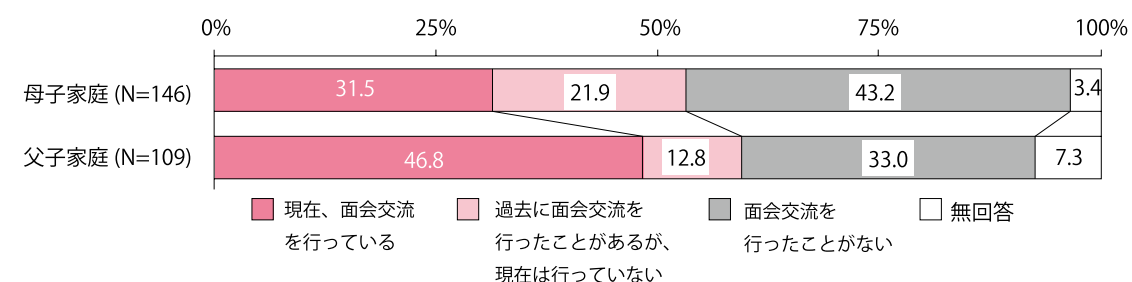


(イ) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況については、「現在、面会交流を行っている」が母子家庭では31.5%であるのに対し、父子家庭では46.8%と父子家庭の方が15.3ポイント高い。

面会交流の取り決めをしている割合（母子家庭40.4%、父子家庭32.1%）からみると、実際の面会交流経験は、母子家庭53.4%、父子家庭59.6%と5割を超えており、取り決めはなくても、面会交流が行われていることがうかがえる。

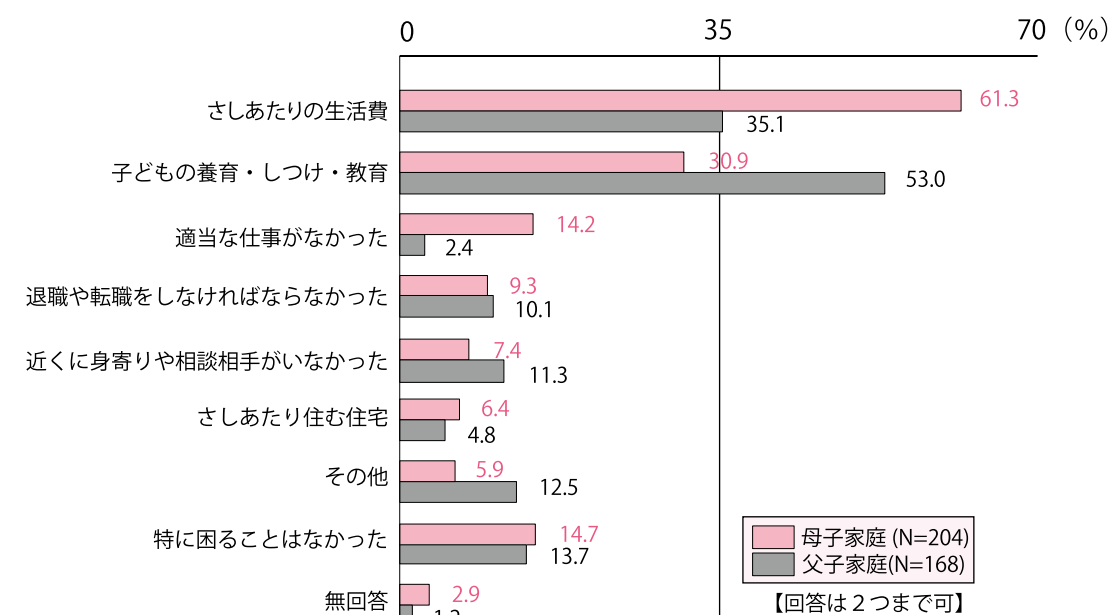
図表Ⅱ-13 面会交流の実施状況



(4) ひとり親家庭になった当時困ったこと

母子家庭及び父子家庭になった当時困ったことは、母子家庭では「さしあたりの生活費」が61.3%で圧倒的に高く、次いで「子どもの養育・しつけ・教育」が30.9%、「適当な仕事がなかった」が14.2%で続いている。父子家庭では「子どもの養育・しつけ・教育」が53.0%で最も割合が高く、次いで「さしあたりの生活費」が35.1%で続いている。「特に困ることはなかった」は、母子家庭で14.7%、父子家庭で13.7%となっている。

図表Ⅱ-14 ひとり親家庭になった当時困ったこと（複数回答）

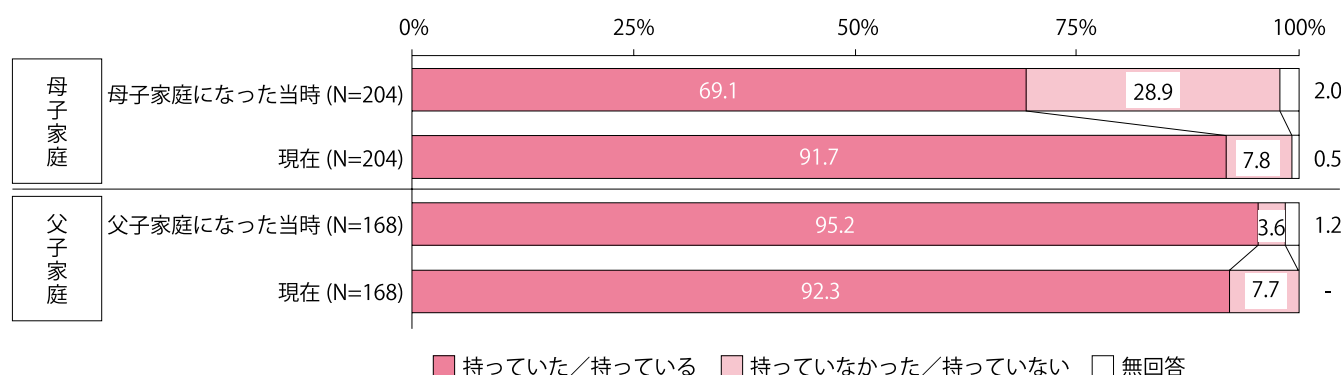


4. 仕事の状況

(1) 仕事の有無と就業状況

母子家庭、父子家庭になった当時仕事をしていた人は、母子家庭の母親で69.1%、父子家庭の父親で95.2%となっている。現在の有業率（仕事を持つ人の割合）は、母子家庭の母親で91.7%、父子家庭の父親で92.3%となっている。母子家庭では母子家庭になってから就業率が高くなっている。

図表Ⅱ-15 母子家庭、父子家庭の当時の仕事の有無と現在の就業状況

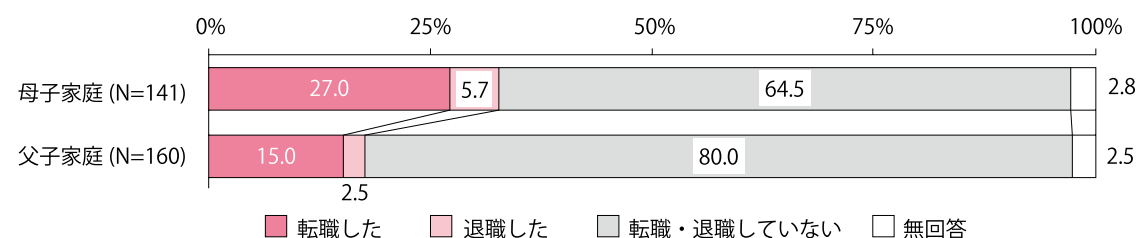


(2) 転職・退職の有無と理由

(ア) 転職・退職の有無

母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職の経験をみると、母子家庭では「転職した」が27.0%、「退職した」も5.7%で、転職または退職の経験は3割を占める。父子家庭では、「転職した」が15.0%、「退職した」が2.5%で、転職または退職の経験は17.5%となり、母子家庭に比べて少ない。

図表Ⅱ-16 母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職経験の有無

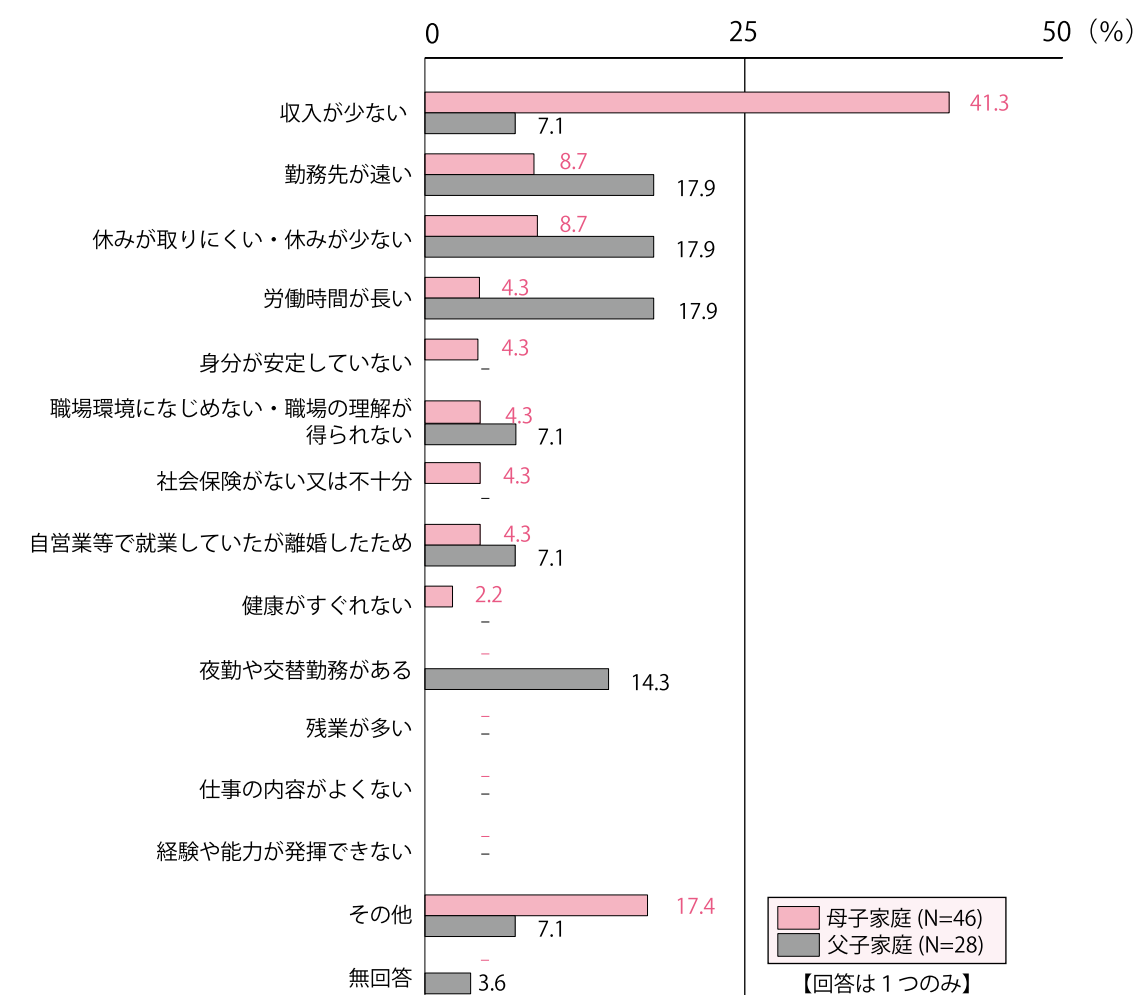


(イ) 転職・退職の理由

転職または退職した理由は、母子家庭では「収入が少ない」が41.3%を占めており、他の理由に比べて特に高い。次いで「勤務先が遠い」「休みが取りにくい・休みが少ない」がいずれも8.7%となっている。

父子家庭では「勤務先が遠い」「休みが取りにくい・休みが少ない」「労働時間が長い」（いずれも17.9%）が同率で上位となっており、勤務時間に関する理由が多い。

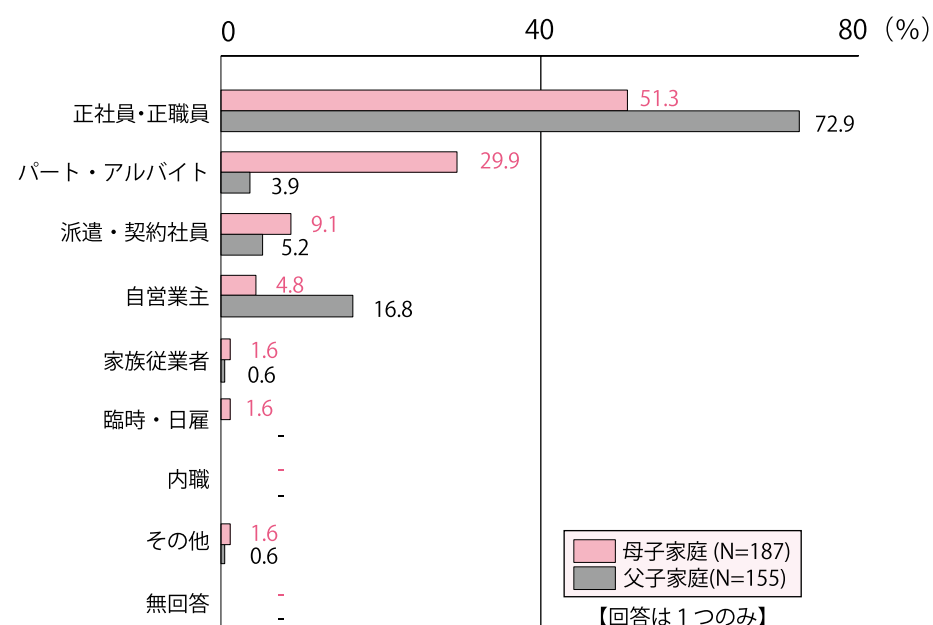
図表Ⅱ-17 転職・退職の理由



(3) 現在の就業形態

現在就業している人の就業形態は、母子家庭では「正社員・正職員」が51.3%と約5割であるのに対して、父子家庭では「正社員・正職員」は72.9%と4分の3近くを占めている。一方、母子家庭では「パート・アルバイト」(29.9%)や「派遣・契約社員」(9.1%)等の非正規雇用による就業が約4割を占めている。

図表II-18 就業形態



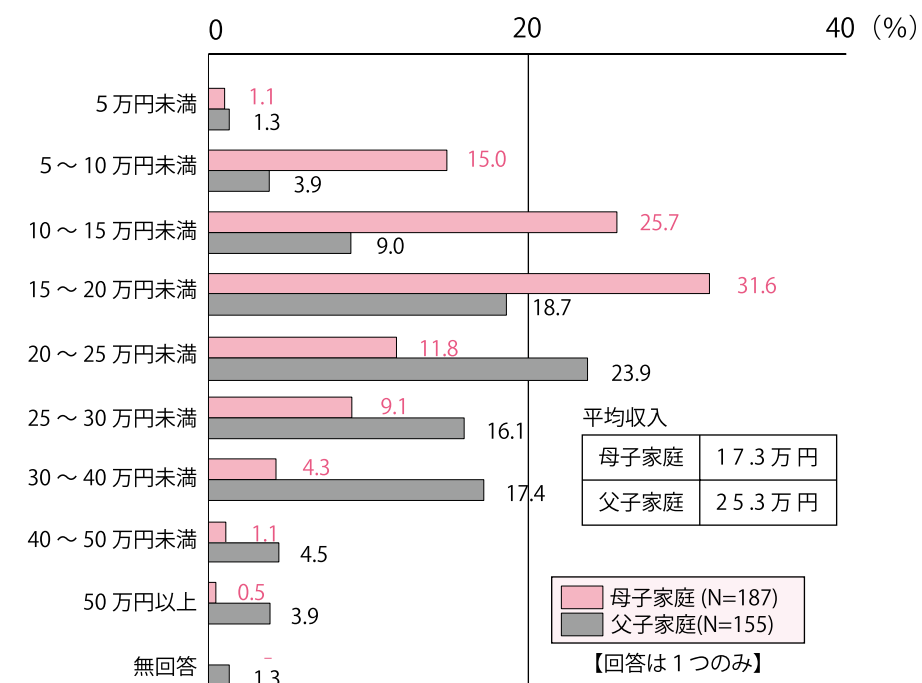
(4) 仕事による収入(手取り額)

仕事による1か月の収入(手取り額)は、母子家庭では「15～20万円未満」(31.6%)の割合が最も高く、以下「10～15万円未満」(25.7%)、「5～10万円未満」(15.0%)となっており、15万円未満が41.8%と4割を超えている。前回調査(平成28年)では15万円未満層の割合は56.1%で、14.3ポイントほど減少している。

父子家庭では「20～25万円未満」(23.9%)の割合が最も高く、以下「15～20万円未満」(18.7%)、「30～40万円未満」(17.4%)となっており、20～40万円未満が57.4%を占めている。父子家庭での15万円未満層は14.2%で、前回調査(平成28年)の6.3%と比べて7.9ポイントほど増加している。

1か月あたりの平均手取り収入額は、母子家庭が17.3万円(前回調査14.7万円)、父子家庭が25.3万円(前回調査27.0万円)で、前回調査に比べて母子家庭では2.6万円増加し、父子家庭では1.7万円減少している。母子家庭と父子家庭の差額は8万円(前回調査12.3万円)で、前回より縮小している。

図表II-19 仕事による月収(手取り額)



※収入の平均額は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円など、それぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

5. 住宅の状況

(1) 住居形態

現在の住居形態は、母子家庭では「民間借家・アパートなど」(44.1%)の割合が最も高く、以下「家族名義の持ち家」(21.1%)、「自分名義の持ち家」(15.2%)と続いている。

父子家庭では、「自分名義の持ち家」が47.0%、「家族名義の持ち家」が17.9%と(自分や家族を含めて)持ち家に住んでいる人が64.9%を占めている。「民間借家・アパートなど」は25.6%で、「県営住宅・市営住宅」(7.7%)の割合は、母子家庭よりも4.1ポイント低い。

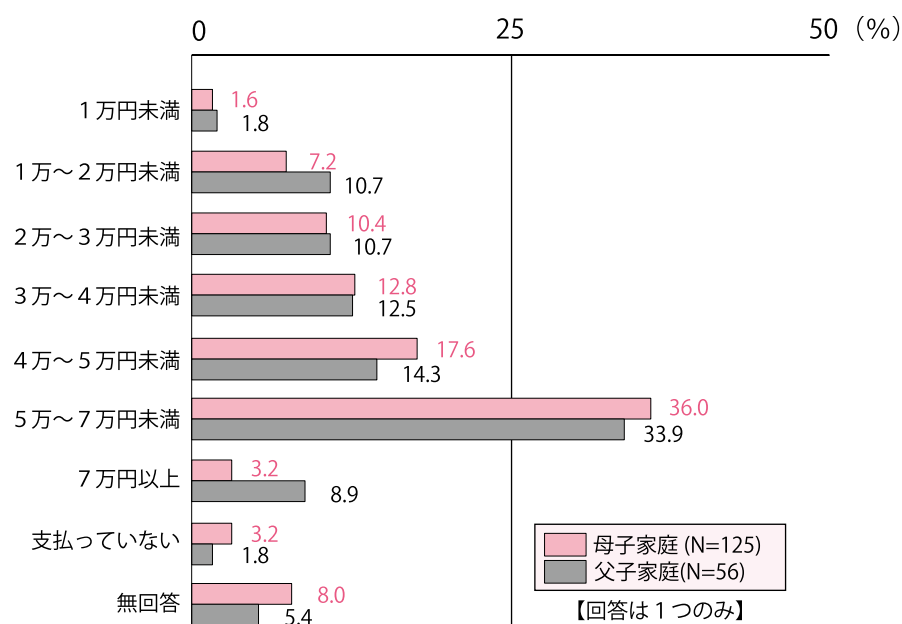
図表Ⅱ-20 住居形態

	標本数	自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	親せきなどの家に同居	市営住宅・県営住宅	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	民間借家・アパートなど	社宅・寮・官舎・公舎	母子生活支援施設(母子寮)	その他	無回答
母子家庭	204	15.2	21.1	1.0	11.8	1.5	44.1	0.5	-	3.4	1.5
父子家庭	168	47.0	17.9	-	7.7	-	25.6	-	...	-	1.8

(2) 1か月の家賃

『借家』の場合の1か月の家賃としては、母子家庭、父子家庭ともに「5～7万円未満」が最も高くなっている。1か月の家賃平均額をみると、母子家庭、父子家庭ともに約45,000円となっている。

図表Ⅱ-21 1か月の家賃

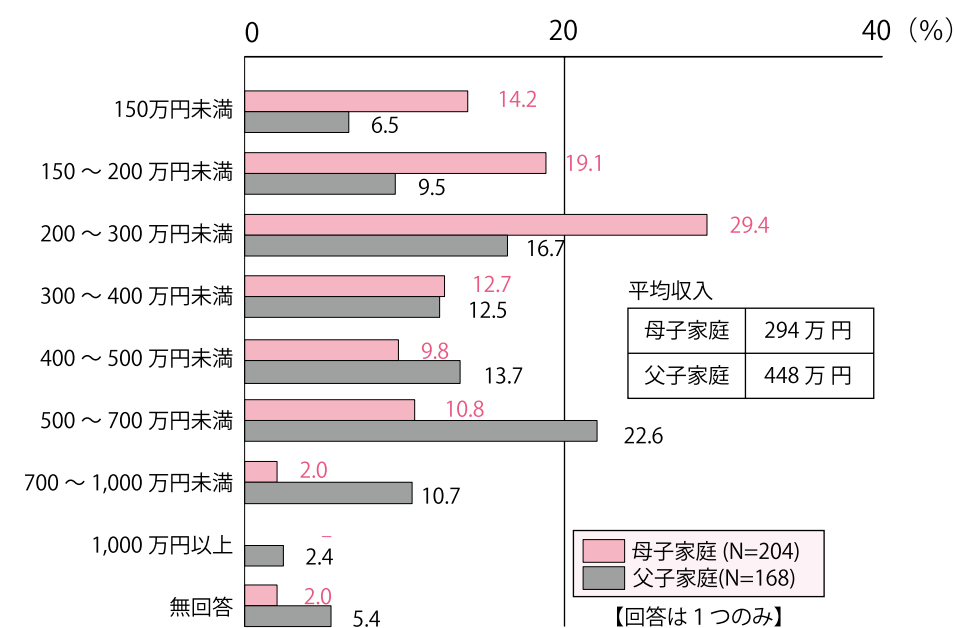


6. 生計の状況

(1) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入は、母子家庭では「200～300万円未満」(29.4%)の割合が最も高く、1世帯平均年収は294万円と推計される。父子家庭では「500～700万円未満」(22.6%)の割合が最も高く、これに「200～300万円未満」(16.7%)、「400～500万円未満」(13.7%)が続いている。1世帯平均年収は448万円と推計される。税込み年収が200万円未満の割合をみると、母子家庭の33.3%に対して父子家庭では16.0%と母子家庭との収入の差が大きい。

図表Ⅱ-22 世帯の年間税込み収入



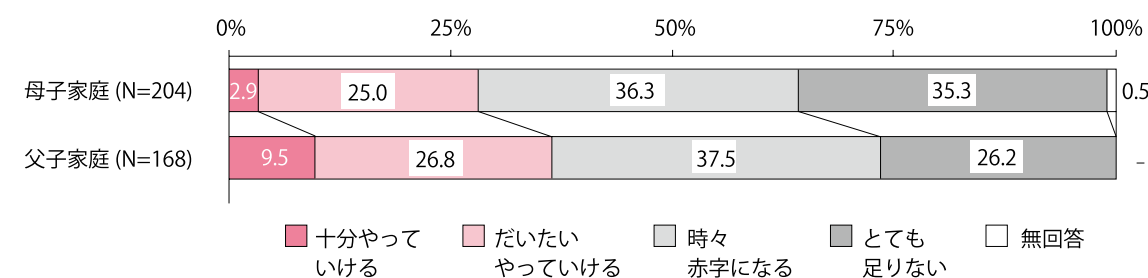
※年間税込み収入の平均額は「150万円未満」は75万円など、それぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

(2) 家計の状態

世帯の家計の状態では、「十分やっつけいける」「だいたいやっつけいける」を合わせた『やっつけいける』は、母子家庭で27.9%、父子家庭で36.3%となっている。

母子家庭では「とても足りない」が35.3%で、父子家庭より9.1ポイント多い。

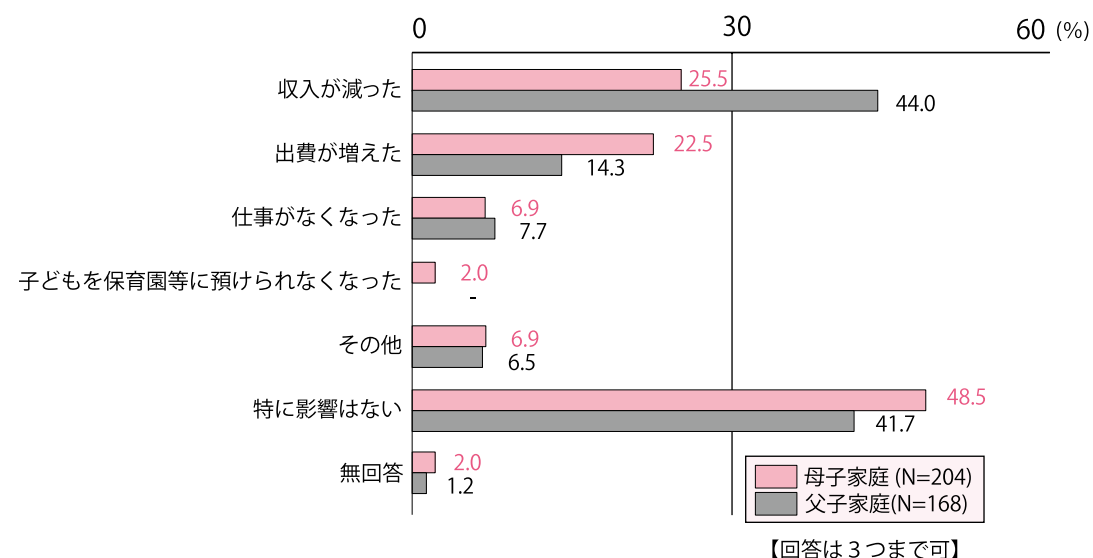
図表Ⅱ-23 家計の状態



(3) 新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響

新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響では、母子家庭、父子家庭ともに「収入が減った」(母子家庭25.5%、父子家庭44.0%)が最も多く、次いで「出費が増えた」(母子家庭22.5%、父子家庭14.3%)が続いている。一方「特に影響はない」は母子家庭48.5%、父子家庭41.7%となっている。

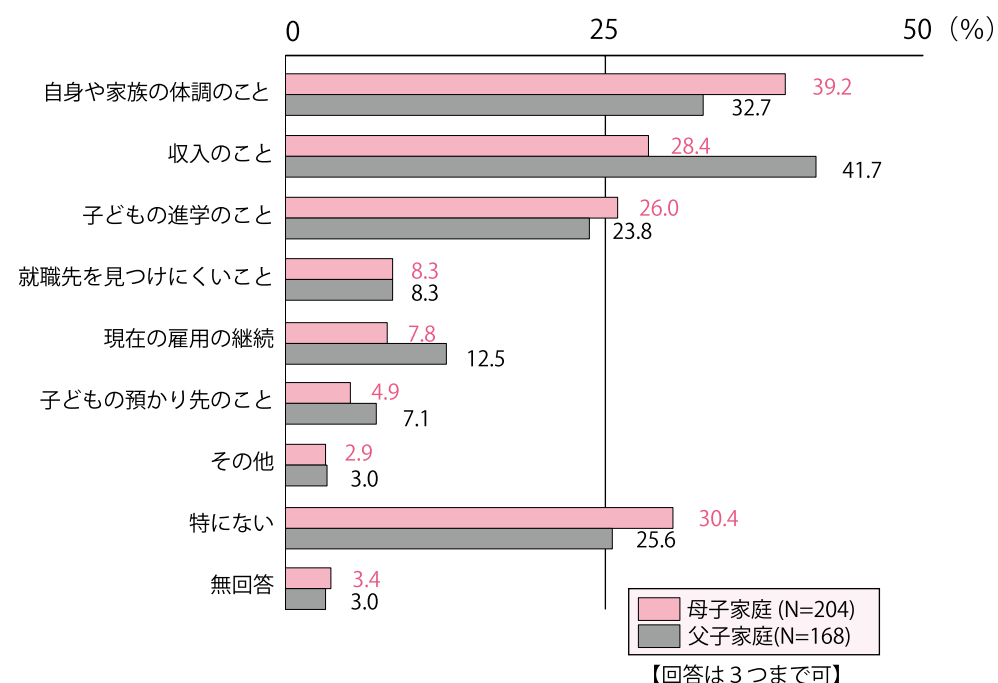
図表Ⅱ-24 新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響 (複数回答)



(4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて特に困っていること

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて特に困っていることや不安なことでは、母子家庭では「自身や家族の体調のこと」(39.2%)の割合が最も高く、次いで「収入のこと」(28.4%)、「子どもの進学のこと」(26.0%)が続いている。父子家庭では「収入のこと」(41.7%)の割合が最も高く、次いで「自身や家族の体調のこと」(32.7%)、「子どもの進学のこと」(23.8%)が続いている。一方「特にない」は、母子家庭30.4%、父子家庭25.6%となっている。

図表Ⅱ-25 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて特に困っていること (複数回答)

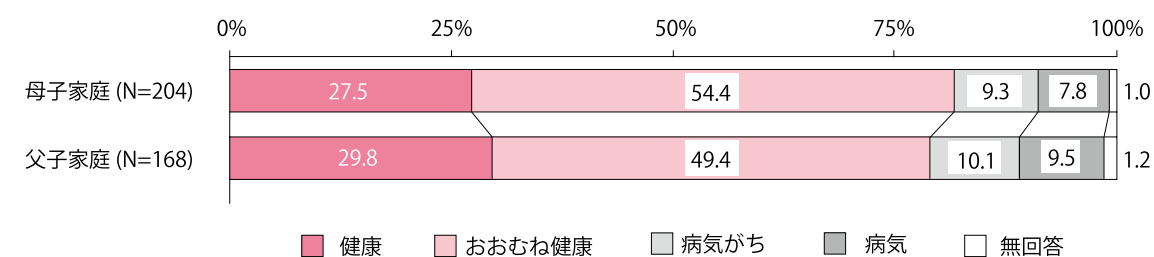


7. 健康状態

(1) 健康状態

母親、父親の健康状態として、「健康」と「おおむね健康」を合わせると、母子家庭で81.9%、父子家庭で79.2%が『健康』と回答している。反対に「病気がち」と「病気」を合わせた割合は母子家庭では17.1%、父子家庭は19.6%と同程度である。

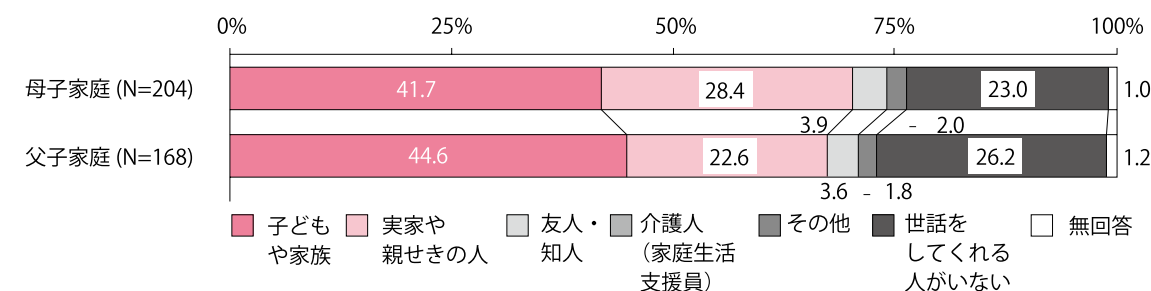
図表Ⅱ-26 健康状態



(2) 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話

母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話については、母子家庭、父子家庭ともに「子どもや家族」が4割を超えて最も多く、次いで「実家や親せきの人」が母子家庭28.4%、父子家庭22.6%が続いている。一方「世話をしてくれる人がいない」は母子家庭23.0%、父子家庭26.2%となっている。

図表Ⅱ-27 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話



※ 母子家庭、父子家庭ともに「介護人(家庭生活支援員)」の数値はない。

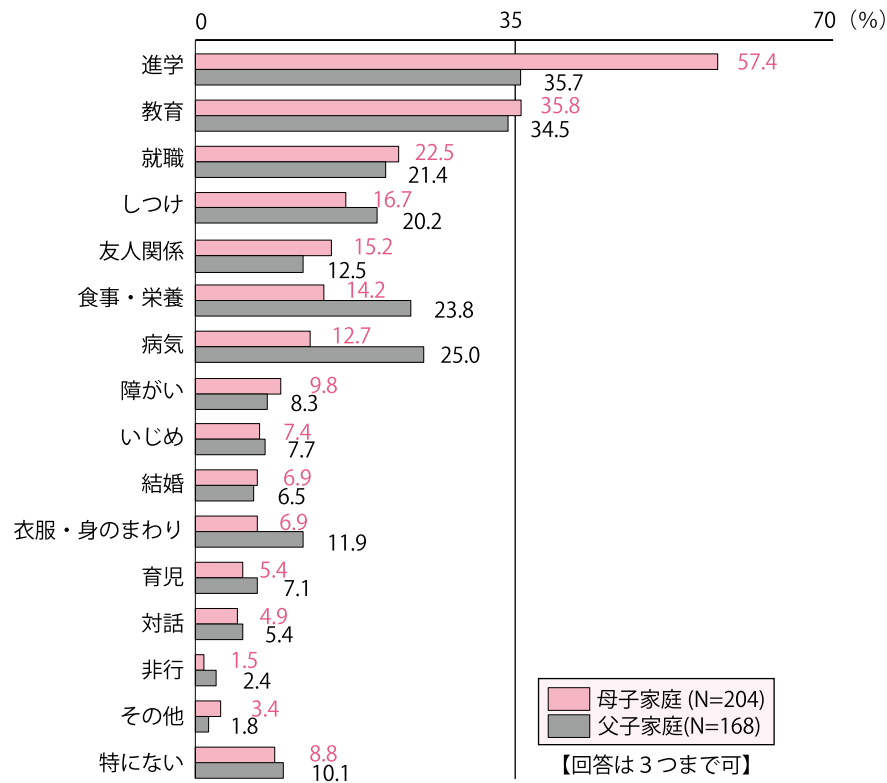
8. 子どもの状況

(1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みでは、母子家庭では「進学」が6割近くを占め、これに「教育」(35.8%)、「就職」(22.5%)が続いている。

父子家庭では「進学」(35.7%)と「教育」(34.5%)が3割を超えて高く、次いで「病気」が25.0%となっている。

図表Ⅱ-28 子どもについての悩み(複数回答)



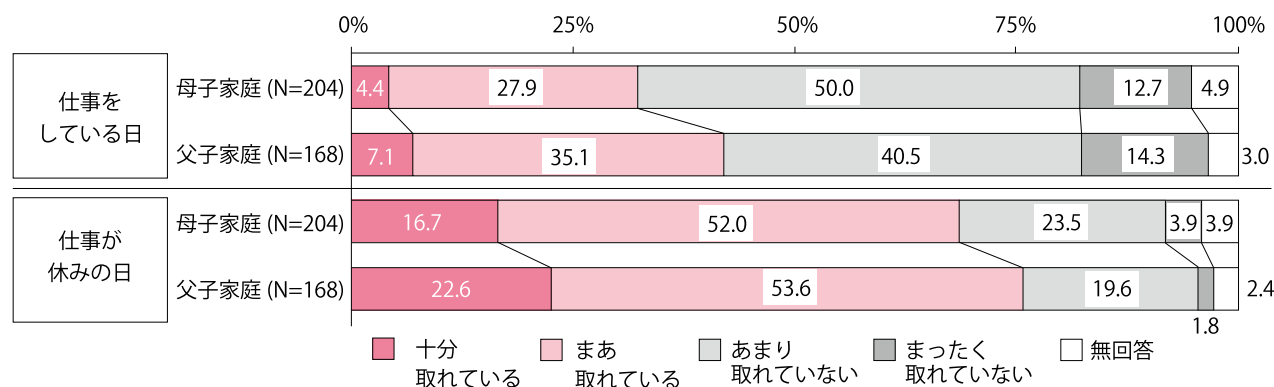
(2) 子どもと一緒に過ごす時間

子どもと一緒に過ごす時間が『取れている』(「十分取れている」「まあ取れている」の合計)割合を、仕事をしている日と仕事がお休みの日でみると、仕事をしている日には、母子家庭で32.3%、父子家庭では42.2%となり、父子家庭で高くなっている。

仕事がお休みの日には、母子家庭で68.7%、父子家庭で76.2%と、仕事の日と比べるとかなり『取れている』割合は高くなる。

仕事がお休みの日であっても子どもと一緒に過ごす時間が『取れていない』(「あまり取れていない」「まったく取れていない」の合計)は、母子家庭で27.4%、父子家庭で21.4%となっている。

図表Ⅱ-29 子どもと一緒に過ごす時間

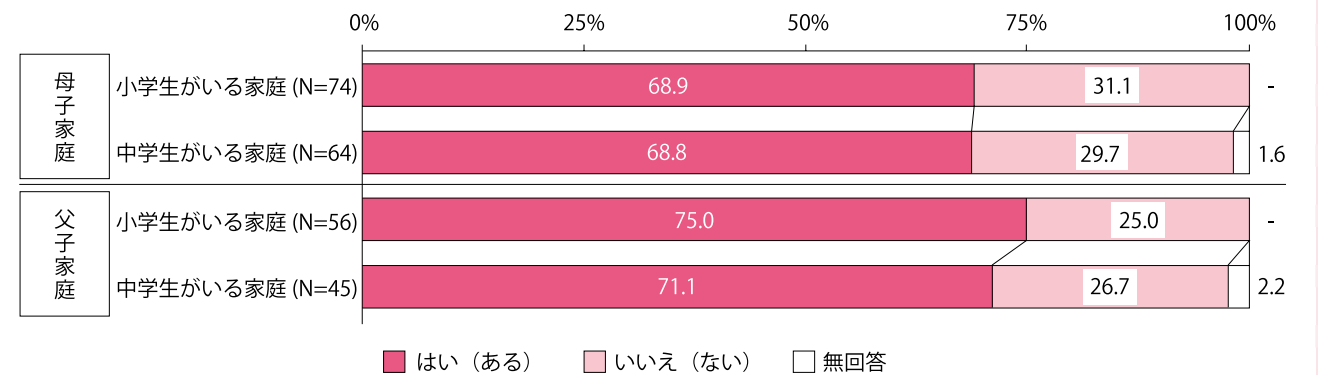


(3) 小学生、中学生の子どもがひとりになる時間の有無

(ア) 子どもがひとりになる時間の有無

子どもがひとりになる時間があるとする割合は、小学生では母子家庭で68.9%、父子家庭で75.0%となっており、中学生では母子家庭で68.8%、父子家庭で71.1%と、小学生に比べて中学生の方が低くなっている。また、小学生、中学生とも父子家庭が母子家庭より高くなっている。

図表Ⅱ-30 小学生、中学生の子どもがひとりになる時間の有無

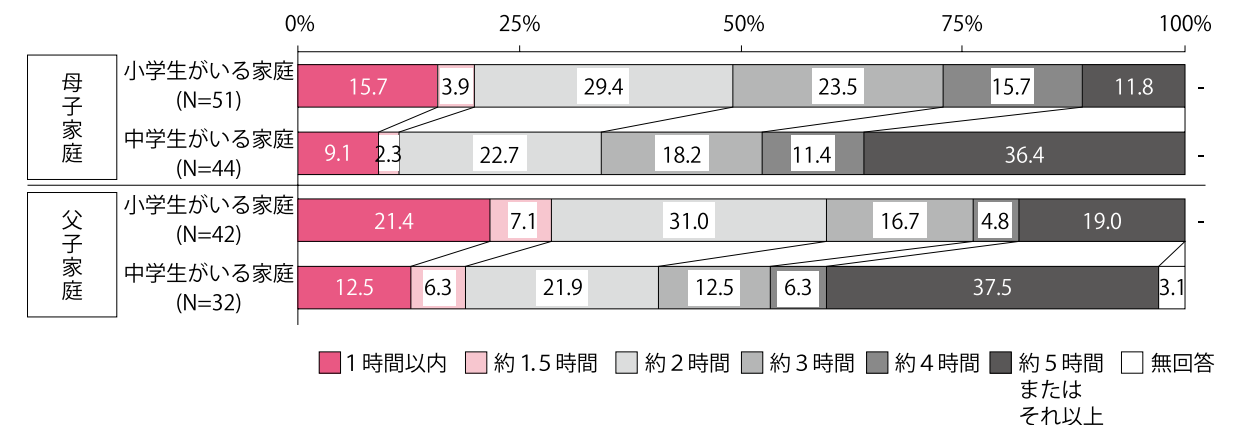


(イ) 子どもがひとりになる時間

小学生の子どもがひとりになる時間については、「約2時間」が母子家庭(29.4%)、父子家庭(31.0%)ともに最も割合が高く、「1時間以内」「1.5時間」「約2時間」を合わせた『約2時間まで』で母子家庭は49.0%、父子家庭は59.5%となっている。一方、「約3時間」「約4時間」「約5時間またはそれ以上」を合わせた『約3時間以上』ひとりになる時間がある世帯も、母子家庭では51.0%、父子家庭は40.5%となっている。

中学生の子どもでは、母子家庭、父子家庭ともに「約5時間またはそれ以上」(母子家庭36.4%、父子家庭37.5%)の割合が最も高くなっている。『約3時間以上』の割合は、母子家庭が66.0%、父子家庭が56.3%と、小学生と比較して高くなっている。

図表Ⅱ-31 小学生、中学生の子どもがひとりになる時間

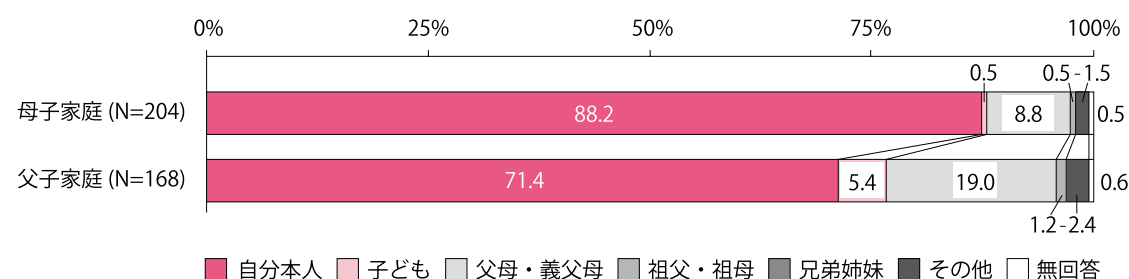


9. 生活状況

(1) 家事の担当

日常の炊事、掃除、洗濯などの家事を主に担当している人は、母子家庭では「自分本人」(88.2%)が約9割を占めている。父子家庭では「自分本人」(71.4%)が7割を占める。父子家庭では、母子家庭より父や母との同居の割合が高いことから、「父母・義父母」の割合も19.0%と、母子家庭に比べ高くなっている。

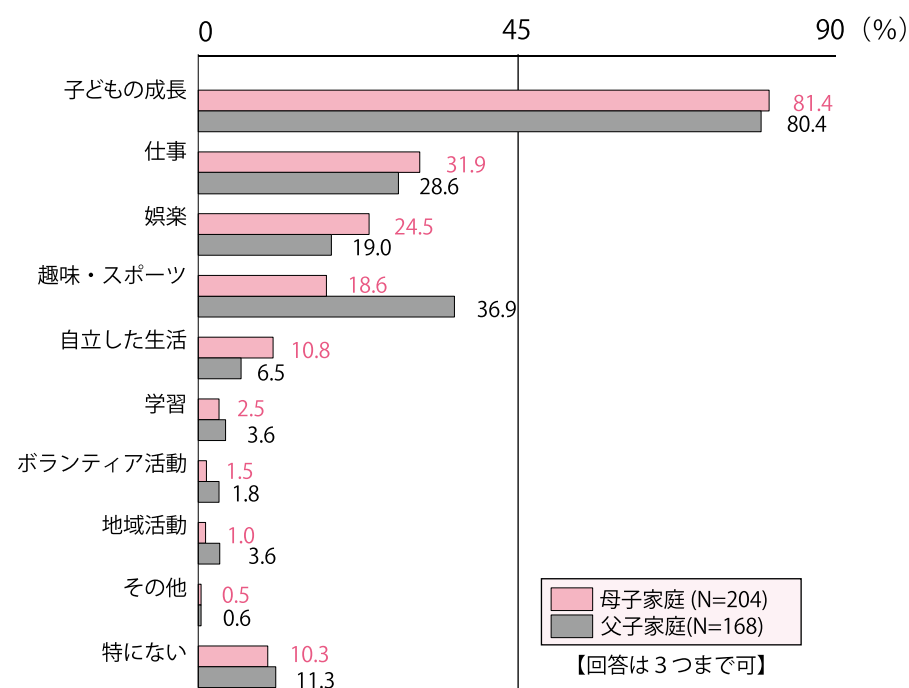
図表Ⅱ-32 家事の担当



(2) 生きがい

毎日の生活で生きがいを感じることは、母子家庭、父子家庭とも「子どもの成長」の割合が最も高く、母子家庭で81.4%、父子家庭で80.4%となっている。母子家庭では、次いで「仕事」(31.9%)、「娯楽」(24.5%)が高く、父子家庭では「趣味・スポーツ」(36.9%)、「仕事」(28.6%)が高くなっている。母子家庭に比べると、父子家庭の方が「趣味・スポーツ」に生きがいを感じる人の割合が高い。

図表Ⅱ-33 生きがい (複数回答)

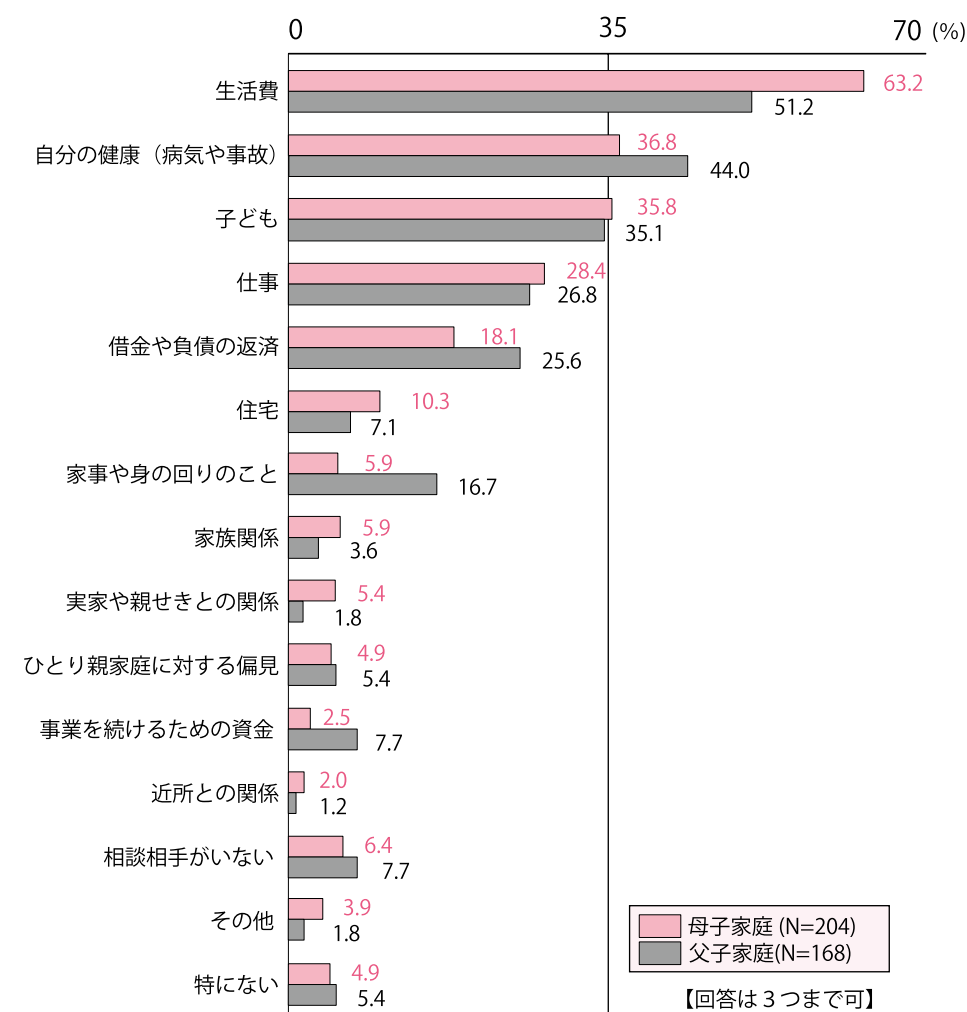


(3) 生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みでは母子家庭、父子家庭ともに「生活費」の割合が最も高く、特に母子家庭では6割(63.2%)を占めており、母子家庭の生活上の大きな不安要素となっている。

また、次に多いのが、「自分の健康(病気や事故)」で母子家庭が36.8%、父子家庭が44.0%となっている。

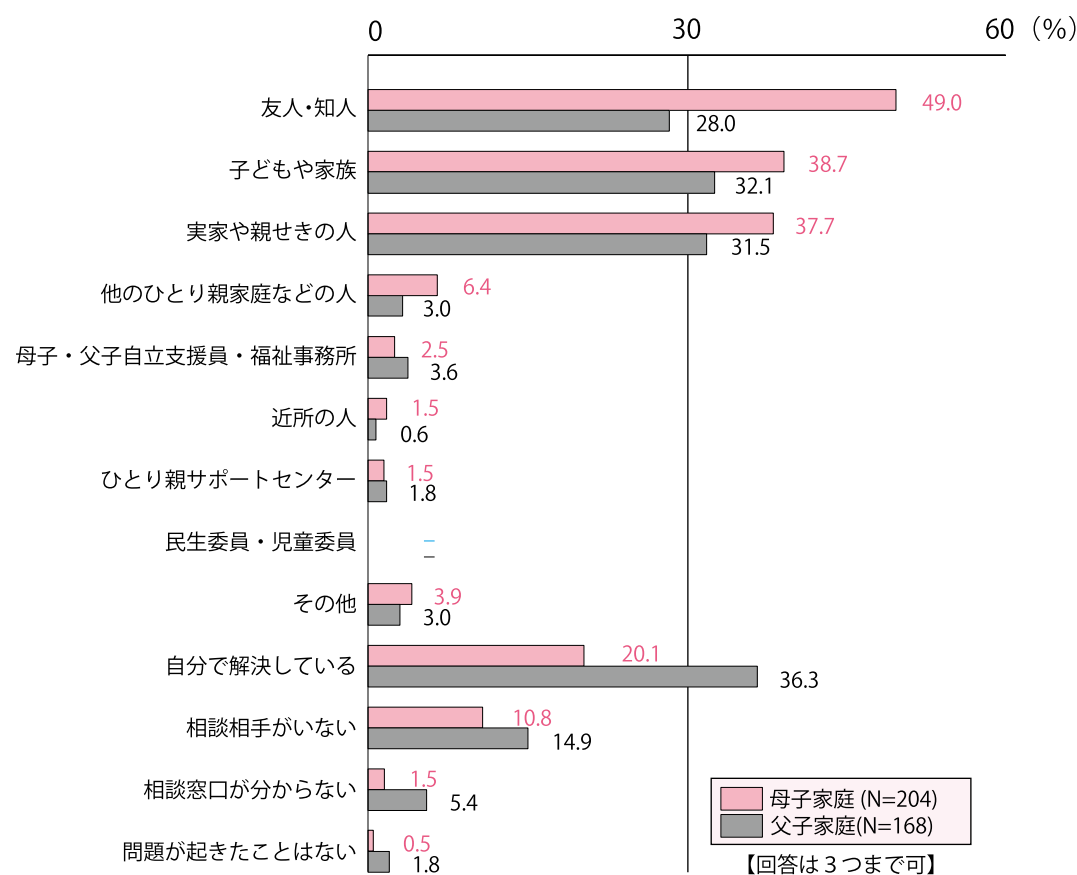
図表Ⅱ-34 生活上の不安や悩み (複数回答)



(4) 困った時の相談相手

困った時の相談相手は、母子家庭では「友人・知人」(49.0%)が高く、次いで「子どもや家族」(38.7%)、「実家や親せきの人」(37.7%)が続いている。父子家庭では「子どもや家族」(32.1%)、「実家や親せきの人」(31.5%)がいずれも3割を占めており、「自分で解決している」(36.3%)も高くなっている。

図表II-35 困った時の相談相手 (複数回答)

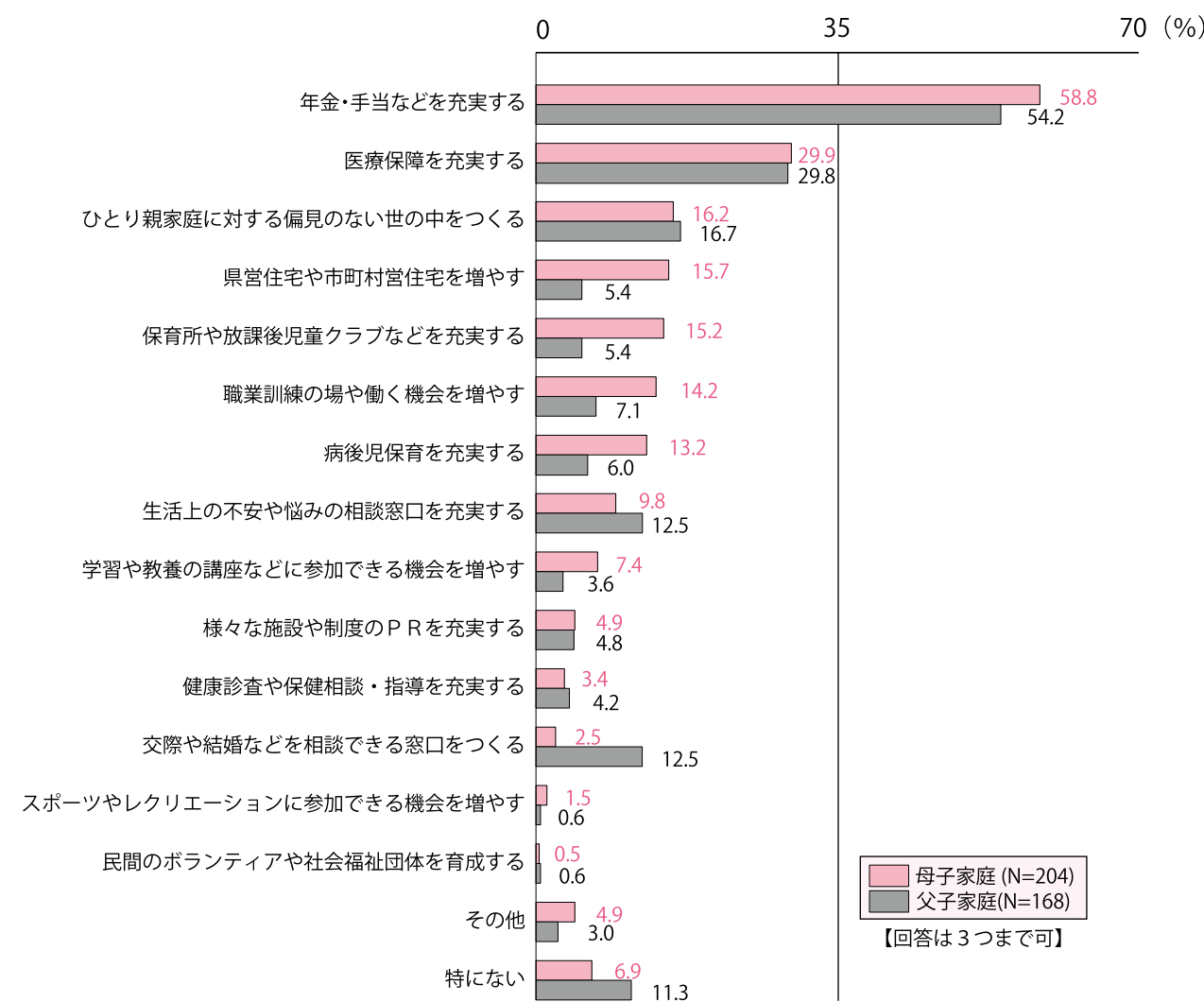


10. 行政機関に対する要望

国や県・市町村など行政機関に対する要望では、母子家庭、父子家庭ともに「年金・手当などを充実する」(母子家庭58.8%、父子家庭54.2%)の割合が最も高く、次いで「医療保障を充実する」(母子家庭29.9%、父子家庭29.8%)、「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」(母子家庭16.2%、父子家庭16.7%)が続いている。このほか母子家庭では「県営住宅や市町村営住宅を増やす」(15.7%)、「保育所や放課後児童クラブなどを充実する」(15.2%)、「職業訓練の場や働く機会を増やす」(14.2%)、「病後児保育を充実する」(13.2%)などの割合が高い。

父子家庭では、「生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する」、「交際や結婚などを相談できる窓口をつくる」(ともに12.5%)の割合が高くなっている。

図表II-36 行政機関に対する要望 (複数回答)



概要版 令和3年度

久留米市ひとり親家庭実態調査結果

久留米市子ども未来部
家庭子ども相談課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
電話 0942-30-9063